

男女共同参画推進委員会規程

第1条 本委員会は、日本昆虫学会会則第2条に定める目的に従い、男女共同参画の推進に関わる諸問題を審議し、評議員会の議決に基づき関連する活動にあたる。

第2条 委員会は委員長1名および委員若干名により構成する。委員長は正会員の中から会長が推薦し、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。委員は委員長が推薦し、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。委員には非会員を含めることが出来る。

第3条 委員長および委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、第1期に限り、2018年12月31日迄の任期とする。

第4条 委員会の開催は必要に応じて委員長がこれを召集する。

付則 本規程は2016年3月25日から施行する。